

松江市告示第348号

松江市道における放置自動車処理要綱を次のように定める。

令和6年5月30日

松江市長 上 定 昭 仁



松江市道における放置自動車処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松江市の区域内において、道路に放置された自動車を適正に処理することにより、地域の美観を保持し、市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路及び同条第2項に規定する道路の附属物であつて、市の管理に属するものをいう。
- (3) 放置自動車 道路に正当な権原を有せずして10日以上置かれている自動車をいう。
- (4) 自動車所有者等 自動車の所有権若しくは使用権を現に有する者若しくは最後に有した者又は自動車を放置した者若しくは放置させた者をいう。

(放置自動車を発見した場合の措置)

第3条 市長は、放置自動車に該当する疑いのある自動車を発見したときは、当該自動車の存する道路の管理者、関係機関及び周辺住民の協力を得て、当該自動車の放置されていた期間、状況等その他関係事項を調査することができる。

2 市長は、前項の規定による調査により、当該自動車が放置自動車であると認めるに足りる事由があるときは、放置自動車調査台帳（様式第1号）を作成するとともに、当該自動車に警告書（様式第2号）を貼付することができる。

3 市長は、放置自動車調査台帳を基に様式第3号により関係機関に放置自動車の所有者等の照会を行うことができる。

(犯罪性の有無の調査)

第4条 市長は、所轄の警察署に当該放置自動車の犯罪性の有無について、様式第4号により照会を行うことができる。

2 前項の調査の結果、当該放置自動車に犯罪性が判明したときは、市長は、所轄の警察署の指示に従うものとする。

(撤去の指示)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による調査により自動車所有者等を確認した自動車については、当該自動車所有者等に対し、速やかに、当該自動車の撤去を求めるものとする。

(一般廃棄物としての認定)

第6条 第3条第2項の規定による警告書の貼付をした日から起算して3月を経過した日以後においても、なお当該自動車は放置の状態にあり、かつ、当該自動車が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該自動車を不法投棄された一般廃棄物として認定することができる。

- (1) 法第11条第1項に規定する自動車登録番号標、法第73条第1項に規定する車両番号標、若しくはこれらに類する標識を滅失し、又は判読が困難な程度に毀損し、かつ、法第7条第1項第2号に規定する車台番号を滅失し、又は判読が困難な程度に毀損しているとき。
 - (2) 機能の全部又は一部を滅失し、自動車として本来の用に供することが困難であると市長が認めたとき。
 - (3) 第3条第1項の規定による調査の結果、自動車所有者等が判明しないとき、又は投棄の意思が明らかであると市長が認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を2週間告示するものとする。

(撤去及び処分)

第7条 市長は、前条第1項の規定により一般廃棄物として認定し、同条第2項の規定により、その旨を2週間告示した後においては、当該放置自動車を撤去し、処分することができる。

(記録簿の作成)

第8条 市長は、前項の規定により放置自動車を撤去し、処分したときは、放置自動車処分記録簿(様式第5号)を作成し、保管するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月30日から施行する。

第 年 月 日 号

放 置 自 動 車 調 査 台 帳

発 見 確 認	日 時	年 月 日 () 時頃			
	場 所				
	確 認 者				
放置自動車の形状等	車 名	形 式	塗 色	登 録 番 号	
	車 台 番 号	特 徴	そ の 他		
調 査 経 過 等					
警告書貼付日		年 月 日	告示期間		年 月 日～ 年 月 日
上記のとおり調査した結果、放置自動車と認められます。					
市 長		副 市 長		部 長	
				課 長	
				係 長	
					係

第 号

警 告 書

この車両の置いてある場所は、正当な権限に基づき置くことを認められている場所ではありません。

この車両の所有者等（自動車の所有権若しくは使用权を現に有する者若しくは最後に有した者又は自動車を放置した者若しくは放置させた者ををいいます）は 年 月 日までに車両を撤去してください。撤去しない場合は、一般廃棄物として処分します。

年 月 日

松江市長
担当課

⑨

第 号
年 月 日

様

松江市長 印

市管理施設に放置されている物件について（照会）

標記の件について、当市管理施設に下記の自動車放置され、施設管理上支障があるため当該物件の所有者について回答をお願いします。

記

放置自動車

No.	メーカ	車種	登録番号	備考
1				
2				

担当者名
電 話

第 号
年 月 日

松江警察署長 様

松江市長



に放置されている物件について（照会）

標記の件について、当市管理施設に別添物件が放置されています。つきましては、当該物件の犯罪性について回答をお願いします。

担当者名

電 話

第 年 月 日 号

放 置 自 動 車 処 分 記 録 簿

確 認 日 時		年 月 日 () 時頃									
確 認 場 所											
放置自動車の形状等		車 名	形 式	塗 色	登 録 番 号						
		車 台 番 号	特 徴	そ の 他							
措 置 内 容	警 告 書 貼 付 日		年 月 日								
	告 示 期 間		年 月 日～ 年 月 日								
	放 置 自 動 車 撤 去 日		年 月 日								
	放 置 自 動 車 処 理 日		年 月 日								
	委 託 先		住 所 会社名 TEL								
	寄 附 依 頼		年 月 日								
備 考											
上記のとおり放置自動車を処分したので報告します。											
市 長		副 市 長		部 長		課 長		係 長		係	